

# 公益社団法人日本青年会議所

## インターネット等の手段を用いた会議運営細則の制定（案）

### 【制定理由】

私たち公益社団法人日本青年会議所の正会員たる会員会議所は日本の各地に存在し、総会開催場所に至近の会員会議所に対し、遠方の会員会議所においては、現地出席に限定することで、時間及び費用面で相応の負担を強いているのが現状です。現行の定款においても、現地出席できない会員会議所は、議決権行使書面による議決権行使や、代理人による議決権行使が認められていますが、遠隔地から、現地出席者と同様の権限をもって、リアルタイムで参加することは明文では認められていません。

しかし、IT技術の発達及びコロナ禍によりインターネット等の手段を用いた会議の開催が普及しました。昨年の法改正により上場会社に限り場所の定めのない株主総会（リアル出席がないバーチャルオンリー型の株主総会）が認められるようになるなど、社会は変化を続けています。

そこで、様々な理由により現地出席ができない、または会員会議所相互の衡平を期する上で、本会においても、インターネット等の手段を用いた方法により、現地出席者と同様の権限をもって出席することを認める諸会議の開催を明文で認めるとともに、その際の留意点を明確にするべく、以下の細則を定めることにしました。

なお、今後様々な手段が登場すると予測されるため、具体的なツール等は記載しないようにしていますが、今後の様々な変化に対応できる柔軟な細則として活用できるものと考えます。

### 【インターネット等の手段を用いた会議運営細則の制定】

公益社団法人日本青年会議所インターネット等の手段を用いた会議運営細則を次のとおり制定する。

#### （目的）

第1条 定款第82条第3号の規定に基づき、公益社団法人日本青年会議所インターネット等の手段を用いた会議運営細則を定める。

2 本細則は、公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）の諸会議を、時代に即したインターネット等の手段を用いて開催することにより、諸会議へ参画する選択肢を増やすことで、各諸会議の効果を最大化することを目的とする。

#### （定義）

第2条 本細則における諸会議とは、定款第4章総会、同第5章理事会、運営規則第4章委員会等、地区協議会会則第3章に定める地区内会員会議所会議及び役員会議、ブロック協議会会則第3章に定める会員会議所会議及び役員会議をいう。

#### （開催方法）

第3条 諸会議の開催にあたっては、その諸会議の目的を達成するために、開催場所での出席に限定することなく、インターネット等の手段を用いて出席を可能とする方法を検討しなければならない。ただし、諸会議の目的により、開催場所での出席方法に限定することを妨げるものではない。

#### （成立要件としての出席）

第4条 インターネット等の手段を用いて諸会議を開催する場合で、諸会議成立要件としての出席と認める場合には、書面若しくは電磁的方法による決議、又は代理人による議決権行使を委任する場合を除き、開催場所とインターネット等の手段を用いた出席者の意思疎通が円滑に行われる場合でなければならない。

2 前項の場合、出席者は、諸会議の開会から閉会までの間、開催場所から出席者の参加状況が確認できる状態を保持しなければならない。ただし、議事進行上認められた休憩時間はこの限りではない。

#### （発言）

第5条 発言しようとする者は、挙手または挙手に代わる電磁的方法をして「議長」と呼び、議長の許可を得て、自己の氏名、その他議長から求められた事項を告げ発言しなければならない。

2 2人以上が発言を求めた時は、先挙手者を原則として、議長が指名した者から順に発言することができる。

#### （議決）

第6条 インターネット等の手段を用いて開催する諸会議において、その議決は口頭または挙手の方法による。ただし、出席者全員の同意を得て、これらに代わる適正な議決方法を用いることを妨げない。

#### （傍聴）

第7条 インターネット等の手段を用いて出席する者が、傍聴者を同伴する場合には、議長の許可を得なければならない。

以上